

庁舎建設に対する地方財政措置制度の創設

庁舎建設に対しては、現在まで国からの財政措置はなく自前の財源によりまかなうことになっておりましたが、平成 29 年度より庁舎の建替え事業について新たな財政措置制度が創設される予定です。

1. 対象事業

昭和 5 6 年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

2. 財政措置

①地方債充当率

- ・ 75%から90%に引き上げ

②交付税措置

- ・ 地方債対象事業費の75%に対し30%を地方交付税で措置する

3. 事業年度

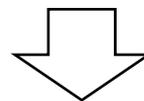
平成 29 年度から平成 32 年度まで（平成 32 年度まで完成）

4. 財政負担

(1) 総事業費 40 億円とした場合の負担例

〈旧制度〉

総事業費	地方債対象外 6 億円	地方債対象額 34 億円	
財源内訳	一般財源(基金) 14.5 億円	地方債借入額 25.5 億円(地方債対象額×75%)	
負担額内訳	一般財源(基金) 14.5 億円	借入金元金償還額 25.5 億円	利子 2.7 億円
	市実質負担額 42.7 億円		



〈新制度〉

総事業費	地方債対象外 6 億円	地方債対象額 34 億円	
財源内訳	一般財源(基金) 9.4 億円	地方債借入額 30.6 億円(地方債対象額×90%)	
負担額内訳	一般財源(基金) 9.4 億円	借入金元金償還額 30.6 億円	利子 3.2 億円
	市実質負担額 34.8 億円	交付税措置額 8.4 億円	

(2) 財政負担の試算

①旧制度

(単位：千円)

		パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
試算条件	総事業費 (A)	3,000,000	3,500,000	4,000,000	4,500,000
	地方債対象事業 (B)	2,400,000	2,900,000	3,400,000	3,900,000
	地方債対象外事業 (C)	600,000	600,000	600,000	600,000
	地方債充当率 (D)	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
	借入利率 (E)	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
	借入期間 (F)	30年	30年	30年	30年
	据置期間 (G)	5年	5年	5年	5年
財源	地方債 (B) × (D) (H)	1,800,000	2,175,000	2,550,000	2,925,000
	一般財源 (A) - (H) (I)	1,200,000	1,325,000	1,450,000	1,575,000
実負担額	総額				
	元利償還金 (J)	1,989,845	2,404,396	2,818,947	3,233,500
	負担総額 (I) + (J) (K)	3,189,845	3,729,396	4,268,947	4,808,500
	年額				
	据置期間 (5年間) (L)	10,800	13,050	15,300	17,550
	据置期間後 (25年間) (M)	77,643	93,818	109,994	126,169

②新制度

(単位：千円)

		パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
試算条件	総事業費 (A')	3,000,000	3,500,000	4,000,000	4,500,000
	地方債対象事業 (B')	2,400,000	2,900,000	3,400,000	3,900,000
	地方債対象外事業 (C')	600,000	600,000	600,000	600,000
	地方債充当率 (D')	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
	借入利率 (E')	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
	借入期間 (F')	30年	30年	30年	30年
	据置期間 (G')	5年	5年	5年	5年
財源	地方債 (B') × (D') (H')	2,160,000	2,610,000	3,060,000	3,510,000
	一般財源 (A') - (H') (I')	840,000	890,000	940,000	990,000
負担額	総額				
	元利償還金 (J')	2,387,814	2,885,275	3,382,736	3,880,197
	負担総額 (I') + (J') (K')	3,227,814	3,775,275	4,322,736	4,870,197
	年額				
	据置期間 (5年間) (L')	12,960	15,660	18,360	21,060
	据置期間後 (25年間) (M')	93,171	112,582	131,993	151,403
交付税額	総額 (N')	596,954	721,319	845,684	970,049
	年額				
	据置期間 (5年間) (O')	3,240	3,915	4,590	5,265
	据置期間後 (25年間) (P')	23,293	28,146	32,998	37,851
実負担額	総額 (K' - N')	2,630,860	3,053,956	3,477,052	3,900,148
	年額				
	据置期間 (5年間) (S')	9,720	11,745	13,770	15,795
	据置期間後 (25年間) (T')	69,878	84,437	98,995	113,552

③差引

実負担額総額 (K) - (R')	△558,985	△675,440	△791,895	△908,352
-------------------	----------	----------	----------	----------